

一般社団法人 日本救急救命学会

定款施行細則

# 一般社団法人 日本救急救命学会 定款施行細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本定款施行細則（以下「本細則」という。）は、一般社団法人日本救急救命学会（以下「本法人」という。）の定款の施行、その他本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

## 第2章 年会費

(年会費)

第2条 本法人の年会費は、次のとおりとする。本法人を退会し、再入会するときも同様とする。ただし、評議員ではない会員であって、定款第27条第1項但書の規定により、外部監事に選任された会員については、その年会費を免除するものとする。

- (1) 正会員 9,000 円
- (2) 賛助会員 9,000 円
- (3) 協賛会員 個人 9,000 円  
団体 一口 50,000 円（一口以上）

## 第3章 評議員の選出

(定数)

第3条 当法人の評議員の定数は、選出審査時における正会員数の概ね30%とする。

(評議員候補者資格)

第4条 本法人の正会員であって、評議員になるため審査を受けようとする者（以下「評議員候補者」という。）は、評議員審査申込みの申請時に以下の諸条件をすべて具備していなければならない。ただし、再任を希望する評議員候補者については、第4号の条件は免除するものとする。

- (1) 満65歳未満の正会員であること。
- (2) 申請時において、引き続き3年以上の会員歴を有し、かつ会費を完納していること。ただし、国外留学等で会員歴に中断がある場合には、中断以前に「継続した3年間」の会員歴があればよいものとする。
- (3) 直近5年間において、救急医学に関する十分な業績があること。

- (4) 名誉会員又は現任の評議員2名以上の推薦を受けていること。
- 2 前項の規定に関わらず、理事会が評議員として相応しいと認めた者も評議員候補者となることができる。

(告示)

第5条 代表理事は、評議員選出が行われる年に学会ホームページ及び会員メーリングリスト等の電磁的方法にて、次の各号に定める事項を公示する。

- (1) 選出すべき評議員の総数
- (2) 審査申請書類の交付請求締切日
- (3) 審査申請書類の受理締切日
- (4) その他立候補に必要な条件

(審査申込み)

第6条 評議員候補者は、理事会において別に定める様式の「評議員候補者審査申請書」及び自己の業績を本法人の事務局に提出するものとする。

- 2 再任を希望する評議員候補者は、理事会において別に定める様式の「評議員候補者再任審査申請書」及び「評議員在任期間中の業績書」を本法人事務局に提出するものとする。

(評議員選任の手順)

第7条 評議員の選任は以下の手順により実施する。

(1) 定例選任

評議員の選任を行う年の毎事業年度末日を基準日とし、基準日までに評議員候補者審査申込みのあった評議員候補者及び第3条第2項の規定による評議員候補者を対象に、理事会での審査を経て、基準日後最初に開催される定時評議員会においてその承認決議を行う。ただし、評議員の選任は原則として4年毎に実施するものとする。

(2) 臨時(追加)選任

前号の規定にかかわらず、以下に定める場合は、理事会での審査、評議員会の承認決議により、評議員を追加選任することができる。なお、追加選任は、選任決議を行う評議員会の開催日の30日前までに審査申込みのあった評議員候補者及び第3条第2項の規定による評議員候補者を対象とする。

- ①評議員が著しく減少し、理事会が追加選任を要すると認めた場合
- ②会員数が増加し、理事会が追加選任を要すると認めた場合

(評議員選任にかかる規定外事項)

第7条の2 本章に定めるほか、評議員の選任につき必要な事項は、理事会において定めるものとする。

(評議員審査委員会)

- 第8条 評議員審査委員会は、評議員候補者から申請された審査申請書類を審査し、その結果を理事会に報告する。
- 2 委員会は、以下により構成する。
    - (1) 委員会の委員は10名以内とする。
    - (2) その内訳は、委員長1名、副委員長2名以内、委員8名以内とする。
  - 3 委員会の委員長は、理事会において理事の中から選出し、代表理事がこれを委嘱する。
  - 4 委員長は、正会員の中から委員を指名し、理事会へ報告することとし、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
  - 5 委員に欠員が生じたときには、必要に応じて理事会の議を経てこれを選出補充するものとする。
  - 6 委員会は、次の各号にしたがって開催する。
    - (1) 委員会は、委員長が招集する。
    - (2) 委員会は、委員長及び委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い、議決することができない。
    - (3) 文書による意思の表示は、出席と認めない。
    - (4) 委員会の議長は、委員長が務める。
    - (5) 委員会における議事は、委員長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
    - (6) 委員会の議事録は、議長があらかじめ出席委員の中から指名し作成させ、議長及び出席者代表2名が署名してこれを主たる事務所に保管する。
    - (7) 委員会の議事及び議事録は、原則として公開しない。
  - 7 理事長は理事会の決議を経て、評議員候補者に審査結果を通知し、次回評議員会における承認の発議を行う。
  - 8 評議員の選出に関して疑義を生じたときは、理事会で審議し決定する。

#### 第4章 役員の選出

(選挙及び選挙管理委員会)

- 第9条 理事候補者及び監事候補者の選出は、選挙により行う。
- 2 前項の選挙の管理にあたり、選挙が実施される定時評議員会（以下「選挙評議員会」という。）の開催予定日のおよそ3か月前を目安に、選挙管理委員会を設置する。
  - 3 選挙管理委員会の構成員は、評議員3名とし、理事会の決議により選任する。
  - 4 前号の規定により選挙管理委員に選任された評議員は、理事候補者及び監事候補者として立候補できない。

- 5 選挙管理委員会は、選挙評議員会開催予定日のおよそ2ヶ月前を目安に、事業年度末日現在の評議員に対して、次期理事候補者及び次期監事候補者の選挙が実施される旨、立候補、推薦の締切日（選挙評議員会の30日前を目安とする。）を公示する。
- 6 選挙権は、選挙評議員会開催日の事業年度末日現在の評議員が有する。

（理事候補者及び監事候補者）

- 第10条 理事候補者及び監事候補者として立候補できるのは、選挙評議員会開催日の前事業年度末日現在の評議員でなければならない。次条の規定により、被推薦者となる場合も同様とする。
- 2 立候補者は、前条第5項により公示された締切日までに、立候補する旨を書面（書留郵便）にて、事務局に届け出なければならない。なお、締切日当日の消印の届出までは有効とする。

（他薦）

- 第11条 評議員は、他の評議員を前条の立候補者として、あらかじめ被推薦者の承諾を得たことを証する書面を添えて、推薦することができる。
- 2 推薦の締切も、前条第2項と同様とする。

（外部監事の特則）

- 第12条 理事会は、定款第27条第1項但書の規定による外部監事の候補者を評議員会に推薦することができる。
- 2 外部監事候補者の定数は2名以内とし、本章に定める選挙によらずに、評議員会の決議により外部監事に選任することができる。
  - 3 外部監事候補者については、第10条は適用外とする。

（候補者の通知）

- 第13条 選挙管理委員会は、第10条及び第11条の立候補者及び前条の外部監事候補者の名簿を作成し、定款第21条第3項に規定する招集通知と同時に、選任予定の理事及び監事の定数（監事は選挙対象となる定数をいい、選挙によらずに選任される外部監事の数を除き提示するものとする。次条において同じ。）及び立候補者の名簿を発するものとする。

（理事候補者及び監事候補者選挙の投票）

- 第14条 理事候補者及び監事候補者の選挙は、選挙評議員会において、出席評議員の投票により行う。なお、委任状、または書面による事前投票は認めない。
- 2 理事候補者及び監事候補者（外部監事を除く。）への投票は前条の通知にて予め提示した定数を連記し、無記名で投票する。
  - 3 以下の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
  - (2) 前条の通知における名簿に記載のある候補者以外の氏名を記載したもの
  - (3) 連記した人数の判別が困難なもの
  - (4) 前項に規定する定数を超えた人数、もしくは足りない人数を記載したもの
  - (5) 同一候補者名を重複して記載したもの
  - (6) その他、判別が著しく困難なもの
- 4 選挙管理委員は、選挙評議員会時に投開票の管理、進行を行う。
  - 5 理事候補者及び監事候補者は、有効得票数の最も多い者から順次、定数までの候補者をもって当選者とする。
  - 6 得票数が同数の場合は、選挙管理委員会による抽選をもって順位を決定する。
  - 7 本条の規定により当選した理事候補者及び監事候補者は、投開票後に評議員会にその承認を諮るものとし、その承認決議を受けて本法人の理事及び監事として選任される。第9条の外部監事候補者についても、同評議員会にその承認を諮るものとし、その承認決議を受けて本法人の監事として選任される。
  - 8 前項の規定により当選者が理事及び監事に選任された後、辞任、死亡等により理事又は監事に欠員が生じた場合、新たに選挙は行わず、次点者のうちから得票数の多い順に、順次、欠員を補充のための理事候補者又は監事候補者として評議員会に選任を諮ることができる。

#### (選挙の特則)

- 第15条 第10条及び第11条の規定による立候補者が定款第26条第1項に規定する定数の上限（ただし、監事については、定款規定の定数の上限（3名以内）から外部監事候補者の定数（2名以内）を控除した人数をいう。）を超えない場合は、選挙を行わず、立候補者全員が当選者となり、当該当選者の選任を定時評議員会に諮るものとする。
- 2 立候補者が定款第26条第1項に規定する定数の下限を割る場合は、理事会の決議により、定数の下限を満たす人数の理事候補者及び監事候補者を選出するものとする。

## 第5章 理事長及び副理事長の選定及び任期

### (理事長及び副理事長の選定)

- 第16条 理事長は、選挙評議員会後に開催される新理事会（選挙当選者であって評議員会で承認された理事及び監事で構成する理事会をいう。）において選定する。

- 2 副理事長は、前項により選定された理事長が理事の中から指名し、理事会の承認を得て選定する。
- 3 理事長及び副理事長は、再任を妨げないが、連続して3期までとする。

## 第6章 名誉会員

(名誉会員)

第17条 名誉会員は、理事が推薦し、評議員会により承認する。

- 2 名誉会員の推薦要件は、以下のとおりとする。
  - (1) 役員経験者であること
  - (2) 70歳以上であること
  - (3) 本法人の名誉会員となる意思があること

## 第7章 会計

(経費)

第18条 本法人の経費は次の収入をもってこれに充てる

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

## 第8章 定款施行細則の改廃

(改廃)

第19条 本細則の改正又は廃止は、評議員会の決議によらなければならない。

## 第9章 雑 則

(規定外事項)

第20条 本細則に規定のない事項については、評議員会又は理事会の決議により制定する内規による。

## 附 則

本則は、平成 29 年 6 月 13 日（一般社団法人の設立登記申請日）より施行するものとする。

## 附 則

令和2年8月5日より一部変更するものとする。

令和 3 年 12 月 18 日より一部改正するものとする。

令和 5 年 6 月 17 日より一部改正するものとする。